

静岡型M a a S基幹事業実証プロジェクト規約

制定 2019(令和元)年5月27日

改定 2022(令和4)年10月18日

(名称)

第1条 この組織は、静岡型M a a S基幹事業実証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）と称する。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「M a a S (=Mobility as a Service)」とは、「出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに提供するなど、移動手段全体を1つのサービスとして捉え、利用者にとっての一元的なサービスとして提供する概念・考え方」とする。
- (2) 「静岡型M a a S」とは、「静岡市に存する多様な交通資源や地域資源を有効活用し、移動の観点から都市課題の解決や多分野における相乗効果の発現に資する取組みの総称」とする。
- (3) 「静岡型M a a S基幹事業（以下「基幹事業」という。）」とは、「移動手段全体を1つのサービスとして捉えたシームレスな移動の実現に必要な事業」とする。

(基本理念)

第3条 静岡型M a a Sの基本理念は次のとおりとする。

- (1) 官民連携によるSDGs 11「住み続けられるまちづくりを」の推進
- (2) 新たな移動サービスを構築し、過度に自家用車に頼らなくても安全・安心・快適に移動できる社会の実現
- (3) 年齢・性別・居住地等を問わず、全ての人にとって使いやすいユニバーサルサービスの実現
- (4) ICT・AI等の最新技術や各種データの利活用による地域経済の好循環や生産性向上の実現
- (5) 静岡型M a a Sの実現に向け、行政及び地域団体並びに市内外の民間企業等（以下「団体等」という。）が相互理解に基づき、組織・分野の垣根を越えて協力するオープンイノベーションの推進

(目的)

第4条 本プロジェクトは、前条に掲げる基本理念を実現するため、静岡型Ma a Sの概念立証と社会実装に向けた各種実証実験及び検討を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 新たな移動サービスの実現に向けた運賃・運行体制・連携手法の検討に関すること。
- (2) 基幹事業に必要な検索・予約・決済システム及び付加機能の検討に関すること。
- (3) 基幹事業等の実証実験の実施に関すること。
- (4) 効果検証に必要な調査・分析、協調領域データ管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために本プロジェクトが必要と認める事項。

(組織)

第6条 本プロジェクトは、第3条に掲げる基本理念に賛同し、かつ自ら前条の活動を行う者として、正会員、オブザーバー及び技術会員（以下これらを総称して「会員等」という。）にて組織する。

- 2 正会員は、行政、交通、福祉、商業、観光及び金融その他関連分野に携わる地域団体及び市内企業により構成し、別表に掲げる団体等とする。
- 3 オブザーバーは、行政機関及び非営利団体により構成し、別表に掲げる団体等とする。
- 4 技術会員は、基幹事業の実証実験の実施にあたり必要となる技術を有する市内外の企業・団体により構成し、一覧表を調製する。
- 5 技術会員は、随時追加できるものとする。

(役員)

第7条 本プロジェクトに、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1人
 - (2) 代表幹事代理 1人
 - (3) 幹事 6人
 - (4) 監事 2人
- 2 代表幹事、代表幹事代理及び幹事は、規約の成立をもって役員に着任するものとする。
 - 3 幹事に異動等が生じた場合は、事務局長に報告するものとする。
 - 4 監事は、幹事の互選により選出する。ただし、代表幹事、代表幹事代理及び監事は兼任することができない。
 - 5 役員の内任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員または異動等により新たに役

員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 代表幹事は、幹事に諮り適宜幹事を補充することができる。

(役員職務)

第8条 代表幹事は、本プロジェクトの会務を総理し、本プロジェクトを代表する。

2 代表幹事代理は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときは、その職務を代理する。

3 代表幹事代理及び幹事は、次条に規定する幹事会の構成員として次条第3項の事項を審議する。

4 監事は、本プロジェクトの会計を監査し、その結果を本プロジェクトに報告する。

(幹事会)

第9条 本プロジェクトに幹事会を置き、幹事会は代表幹事、代表幹事代理・幹事及びオブザーバーをもって構成し、別表に掲げる役職に就く。

2 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

3 幹事会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約の制定又は変更

(2) 第5条各号に掲げる所掌事務の活動計画及び活動報告

(3) その他本プロジェクトの運営にかかる重要事項

4 幹事会は、代表幹事、代表幹事代理及び幹事の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 代表幹事代理及び幹事(以下「幹事等」という。)は、都合により幹事会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめその旨及び代理の者の氏名等を代表幹事に届け出なければならない。

6 幹事会の議事は、幹事等の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

7 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会に有識者や関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 代表幹事は、原則として幹事会の開会の7日前までに、幹事会の日時、場所及び議題を幹事等に通知しなければならない。

9 幹事会は原則として非公開とする。ただし、幹事会の承認が得られた場合は公開することができる。

(会議録の調製)

第10条 幹事会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、代表幹事が必要と認めた事項

2 会議録及び会議資料は、原則非公開とし、議事要旨を別途作成し公開するものとする。

(作業部会)

第11条 幹事会の下部組織として、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、第5条各号に掲げる所掌事務の実施に向けた具体的な検討を行う。
- 3 作業部会は、幹事会での作業部会規程の承認を以て設置する。

なお規程は、原則として様式（作業部会規程）の作業部会名、第2条、第3条、第4条、附則の空欄を埋め、作成する。

4 部会長は、代表幹事が幹事団体の中から指名し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 作業部会の招集
- (2) 作業部会の議長

5 部会事務局長および部会事務局は、部会長が指名する。

6 作業部会は、参加を希望する幹事団体および技術会員を委員として組織する。

7 部会員への参加を希望する団体は、様式（作業部会参加希望届）を記入の上、静岡県Ma a S基幹事業実証プロジェクト事務局長に提出し、承認された場合に参加できる。

8 作業部会は、必要があると認めるときは、作業部会に有識者や関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 作業部会での検討内容に関する幹事会への報告は、部会長または部会長が指名した者が適宜行う。

10 設立された作業部会が、所期の目的を果たした場合や、本プロジェクトにおいて必要がない可能性がある場合、幹事会の承認を以て解散する。

(秘密の保持)

第12条 本プロジェクトを通じて知り得た情報のうち、次の各号に掲げる情報（以下、「秘密情報」という）について、その取扱いを厳重に行い第三者に漏洩してはならず、かつ、本プロジェクトの目的以外の目的のために利用してはならない。なお、本プロジェクトから提供された資金をその全部に又は一部にでも用いた取り組みにより会員等が得た秘密情報は、本プロジェクトを組織する正会員の総員に総有的に帰属するものとする。ただし、本規約又は

幹事会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

- (1) 第10条に規定する会議録及び会議資料
 - (2) 本プロジェクトの取り組みを通して得た個人情報及び実験データ等
 - (3) 他の会員等が保有する個人情報及び保有技術等の詳細
 - (4) その他幹事会が指定する情報
- 2 前項各号に掲げる情報のうち、次の各号に掲げる情報については前項の限りではない。
- (1) 前項1号、2号および4号に掲げる情報について、幹事会の承認が得られた情報
 - (2) 他の会員が保有する情報及び保有技術の詳細のうち、公表済みである情報及び前項3号について、当該会員の承諾が得られた情報
- 3 会員等は、自らが保有し同程度の機密性を有する情報を保護するのと同程度の注意義務(但し、いかなる場合も善良な管理者の注意義務を下回らない。)をもって、秘密情報を取り扱わなければならない。秘密情報の漏えい防止のため必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 4 会員等は、本規約の定めに基づき秘密情報を第三者に開示する場合には、当該秘密情報の漏えいの防止が図られるよう、当該開示を受ける第三者に対し、本条に定める秘密の保持と同等の秘密保持義務を負わせるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。万一、当該第三者に秘密保持義務違反があった場合、その違反は当該開示を行った会員等自身の違反とみなす。
- 5 会員等は、幹事会及び作業部会に提供する資料のうち、秘密の保持が必要な情報については、その旨を資料に明記するなどの対策を講じなければならない。
- 6 会員等は、本コンソーシアムから脱退した場合には、会員等である期間中に知り得た秘密情報の一切を利用してはならず、かつ、遅滞なくその複製物のすべてとともに本コンソーシアムへ返還し、又は本コンソーシアムの指示に従い廃棄し、若しくは消去しなければならない。
- 7 会員等は、秘密情報を知り得た自己に所属する役員又は従業員が退任又は退職等した場合、当該役員又は従業員が退任又は退職等した後も、秘密情報を守秘し、かつ、自己又は第三者の利益のために利用しないよう適切な措置を講じなければならない。万一、当該役員又は従業員が秘密情報又はその複製物を保有していることが判明した場合、直ちにその返還、廃棄又は消去をさせなければならない。
- 8 会員等は、個人情報の取扱いにつき、法令及び法令が定める個人情報保護に関するガイドライン等を遵守しなければならない。

9 その他情報の取扱いについては、代表幹事が幹事会に諮って定める。

(事務局)

第13条 本プロジェクトの庶務を処理するため、静岡鉄道株式会社未来事業創造部未来事業創造課に事務局を置く。

(規約の失効)

第14条 この規約は、本プロジェクトを母体として設立予定の（仮称）静岡市Ma a Sまちづくり協議会の規約が成立した時にその効力を失う。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本プロジェクトの運営に関し必要な事項は、代表幹事が幹事会に諮って定める。

附 則

この規約は、2019(令和元)年5月27日から施行する。

この規約は、2019(令和元)年9月30日から改定する。

この規約は、2020(令和2)年4月1日から改定する。

この規約は、2020(令和2)年7月1日から改定する。

この規約は、2020(令和2)年9月1日から改定する。

この規約は、2021(令和3)年4月1日から改定する。

この規約は、2022(令和4)年4月1日から改定する。

この規約は、2022(令和4)年10月18日から改定する。

別表（第6条関係）

団体等	会員区分
静岡鉄道株式会社	正会員（交通）
静岡市	正会員（行政）
商業組合静岡県タクシー協会	正会員（交通）
富士山清水港クルーズ株式会社	正会員（交通）
静岡市社会福祉協議会	正会員（福祉）
静岡商工会議所	正会員（商業）
公益財団法人するが企画観光局	正会員（観光）
株式会社静岡銀行	正会員（金融）
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	オブザーバー
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	オブザーバー

別表（第9条関係）

団体等	所属	役職
静岡鉄道株式会社	取締役（未来事業創造部担当）	代表幹事
静岡市	都市局都市計画部交通政策・ M a a S 担当部長	代表幹事代理
商業組合静岡県タクシー協会	専務理事	幹事
富士山清水港クルーズ株式会社	営業部部長	幹事
静岡市社会福祉協議会	地域福祉部長	幹事
静岡商工会議所	中小企業相談所長	幹事
公益財団法人するが企画観光局	専務理事	幹事
株式会社静岡銀行	地方創生部地方創生グループ課長	幹事

様式（作業部会参加希望届）

作業部会参加希望届				
<p>静岡型M a a S 基幹事業実証プロジェクト代表幹事 殿</p> <p>下記の通り、作業部会への参加を希望いたします。</p> <p>住所</p> <p>団体名</p> <p>代表者名 印</p>				
作業部会名				
参加希望理由				
申請者情報	部署			
	役職			
	氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		メールアドレス		

事務局使用欄

受理日	西暦	年	月	日
-----	----	---	---	---

様式（作業部会規程）

_____（作業部会名）_____規程

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡型Ma a S基幹事業実証プロジェクト規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、静岡型Ma a S基幹事業実証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の作業部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 _____（作業部会名）_____部会（以下「本部会」という。）は、規約第5条第1号に掲げる新たな移動サービスのうち、_____（検討事項）_____の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第3条 本部会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) _____（具体的な検討事項）_____に関する事。
- (2) _____（具体的な検討事項）_____に関する事。
- (3) _____（具体的な検討事項）_____に関する事。
- (4) _____（具体的な検討事項）_____に関する事。
- (5) _____（具体的な検討事項）_____に関する事。
- (6) ほかの移動サービス及び多分野との連携に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、_____（検討事項）_____に関し、本部会が必要と認める事項。

（組織）

第4条 本部会は、部会長、部会事務局及び部会員にて組織する。

- 2 部会長は、規約第11条第4項の規定に基づき、_____（団体名および役職）_____を指名する。
- 3 部会事務局長は、_____（団体名および役職）_____をもって充てる。
- 4 部会事務局員は、事務局長に指名された_____（団体名）_____の職員をもって充てる。
- 5 部会員は、幹事団体、オブザーバー及び技術会員にて構成する。

（所掌事務）

第5条 部会長は、規約第11条第4項各号に規定する事務を所掌する。

- 2 部会事務局長は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 会議運営事務及び庶務に関する事。
 - (2) 部会事務局の運営に関する事。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項。

（会議録の調製）

第6条 本部会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めた事項
(解散)

第7条 本部会は、所期の目的を果たした場合や、本プロジェクトにおいて必要がない可能性がある場合、幹事会の承認を以て解散する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、代表幹事が幹事会に諮って定める。

附 則

この規程は、 (西暦) (令和)年 月 日から施行する。